

# 島根県環境基本計画

〔改定版〕

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する島根をめざして

概要版



平成18年3月

島根県

# 豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する島根をめざして



私たちの住む島根県は、四季折々の移ろいを見せる海や山、川や湖、安らぎと恵みを与えてくれる動植物など豊かな自然に恵まれています。このふるさとのかけがえのない環境を守り、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの喜びであり、責務でもあります。

近年、河川・湖沼の水質汚濁、廃棄物の増大などの身近な環境問題や、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題も生じてきており、その解決が大きな課題となっています。このため、本県においては、環境保全に関する施策を総合的に推進する「島根県環境基本計画」を平成11年2月に策定し、この計画に基づいて環境施策を展開してまいりました。

しかしながら、計画策定後、国においては多くの環境関連法令や個別計画の整備が行われ、また、本県においても新たに「産業廃棄物減量税」や「水と緑の森づくり税」を導入し、地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けた取り組みを強化するなど、計画策定時の状況は大きく変化しています。このため、こうした新しい状況に適切に対応するため、このたびこの基本計画を改定したところであります。

県といたしましては、今後も引き続き、本計画に基づいて環境保全に関する施策の一層の推進を図ってまいりますので、県民の皆様には、それぞれの立場において、「豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する島根」の実現に向けた行動に自主的・積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

終わりに、この計画の改定に当たり、熱心に御審議いただきました「島根県環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様には心からお礼を申し上げます。

平成18年3月

島根県知事

澄田信義

# 目 次

## 第1章 計画改定の基本的事項

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の役割	1
3	計画の期間	2
4	計画のテーマ	2
5	計画の基本目標	2
6	計画の構成	3

## 第2章 施策の推進

### 環境の保全に関する施策体系

1	環境への負荷の少ない循環型社会の構築	5
2	人と自然との共生の確保	6
3	地球環境保全の積極的推進	7
4	環境保全に向けての参加の促進	7
5	共通的・基盤的な施策の推進	8

## 第3章 重点プロジェクト

1	きよらかな水環境保全プロジェクト	9
2	安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト	10
3	環境への負荷の少ない持続的に発展する 「しまね循環型社会」推進プロジェクト	12
4	循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト	13
5	自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト	14
6	恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト	16
7	「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト	17
8	みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト	18

## 第4章 計画の推進

1	推進体制	19
2	進行管理	20
3	財政上の措置	20
4	計画の見直し	20

# 第 1 章 計画改定の基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

我が国では、昭和 30 年代の高度経済成長の中で、工業地域や大都市においては特定の工場等による大気汚染、水質汚濁などの産業公害が大きな社会問題となり、国における種々の法規制や企業による技術革新により、この問題の克服を図ってきました。

近年、社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化等に伴い、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きくなっており、過去の環境問題とは発生要因が変化してきています。

また、地球環境という空間的広がりや将来の世代に影響を及ぼすという時間的な広がりとを併せ持つ地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題も生じてきています。

一方では、人と自然とのふれあいや潤いと安らぎのある快適な生活空間への期待など、環境に対するニーズは複雑化・多様化してきています。

本県においては、このような環境問題に対処するため、平成 9 年に「島根県環境基本条例」を制定し、また、平成 11 年 2 月に「島根県環境基本計画（以下、「旧計画」という。）を策定し、環境保全に関する施策の展開を図っているところです。

しかし、旧計画策定後 7 年が経過し、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。そうした状況の変化に対応することはもとより、次のような基本的な視点から旧計画について見直すこととします。

### 改定の基本的な視点

島根県総合計画に基づく新たな環境保全施策や行政運営方針の反映  
本県の環境特性や県民ニーズ等の変化の反映  
環境と経済の好循環の実現  
県民の参加・協働の推進

## 2 計画の役割

環境基本計画は、島根県環境基本条例第 10 条に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、以下の役割を担うものです。

この計画は、環境の保全に関する既存の計画や指針等に対する上位計画として基本的方向を示すものであり、環境面からの配慮を図る上での指針としての役割を担うものです。

この計画は、県民の環境の保全に対する共通認識を醸成する役割を担うものです。

この計画は、環境行政の総合的・計画的な施策の推進を誘導する役割を担うものです。

この計画は、県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村が担うべき役割や取組を示すとともに、各主体の環境保全活動への参加を促進する役割を担うものです。

### 3 計画の期間

平成 18 年(2006 年)度から平成 22 年(2010 年)度までとします。

### 4 計画のテーマ

旧計画のテーマは、平成 9 年に制定した島根県環境基本条例の前文にあるように、環境保全に取り組む県の基本的方向や決意を表したものであり、改定計画においても継承します。

## 豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する島根をめざして

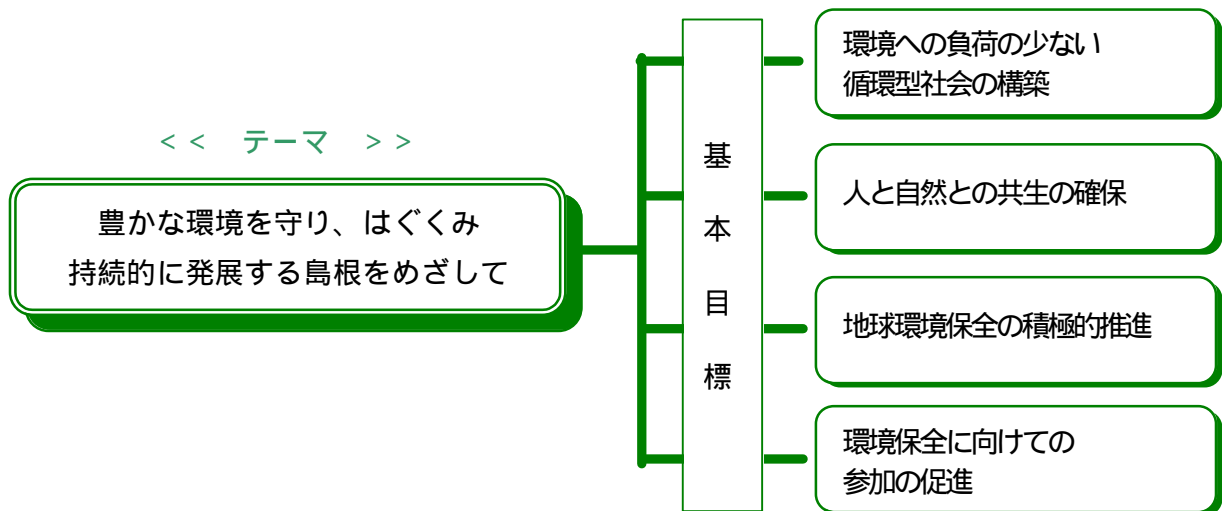
私たちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきました。

これらのかけがえのない豊かな環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、はぐくんでいくことが必要です。

そのため、環境への負荷の少ない社会構造への転換を図り、将来にわたって人と自然が共生できるよう、また地球環境をも視野に入れた、持続可能な発展を目指します。

### 5 計画の基本目標

旧計画の基本目標も島根県環境基本条例第 3 条でうたわれている基本理念を表したものであり、改定計画においても継承します。





## 6 計画の構成

この計画では、第1章で計画改定の背景や改定の視点など基本的事項、並びに計画のテーマと基本目標を示し、第2章で目標を実現するための施策展開を明らかにしています。第3章は、その中で特に重点的に取り組むべきプロジェクトを掲げ、第4章で計画の推進体制や進行管理等について明らかにすることにより、この計画の実効ある推進を期することとしています。

<テーマ>

豊かな環境を守り、はぐくみ  
持続的に発展する島根をめざして



<基本目標>

- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- 人と自然との共生の確保
- 地球環境保全の積極的推進
- 環境保全に向けての参加の促進



<施策の推進>

基本目標を実現するための施策  
( 施策目標、施策展開、施策内容 )



<重点プロジェクト>

- きよらかな水環境保全プロジェクト
- 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト
- 環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」推進プロジェクト
- 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト
- 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト
- 恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト
- 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト
- みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

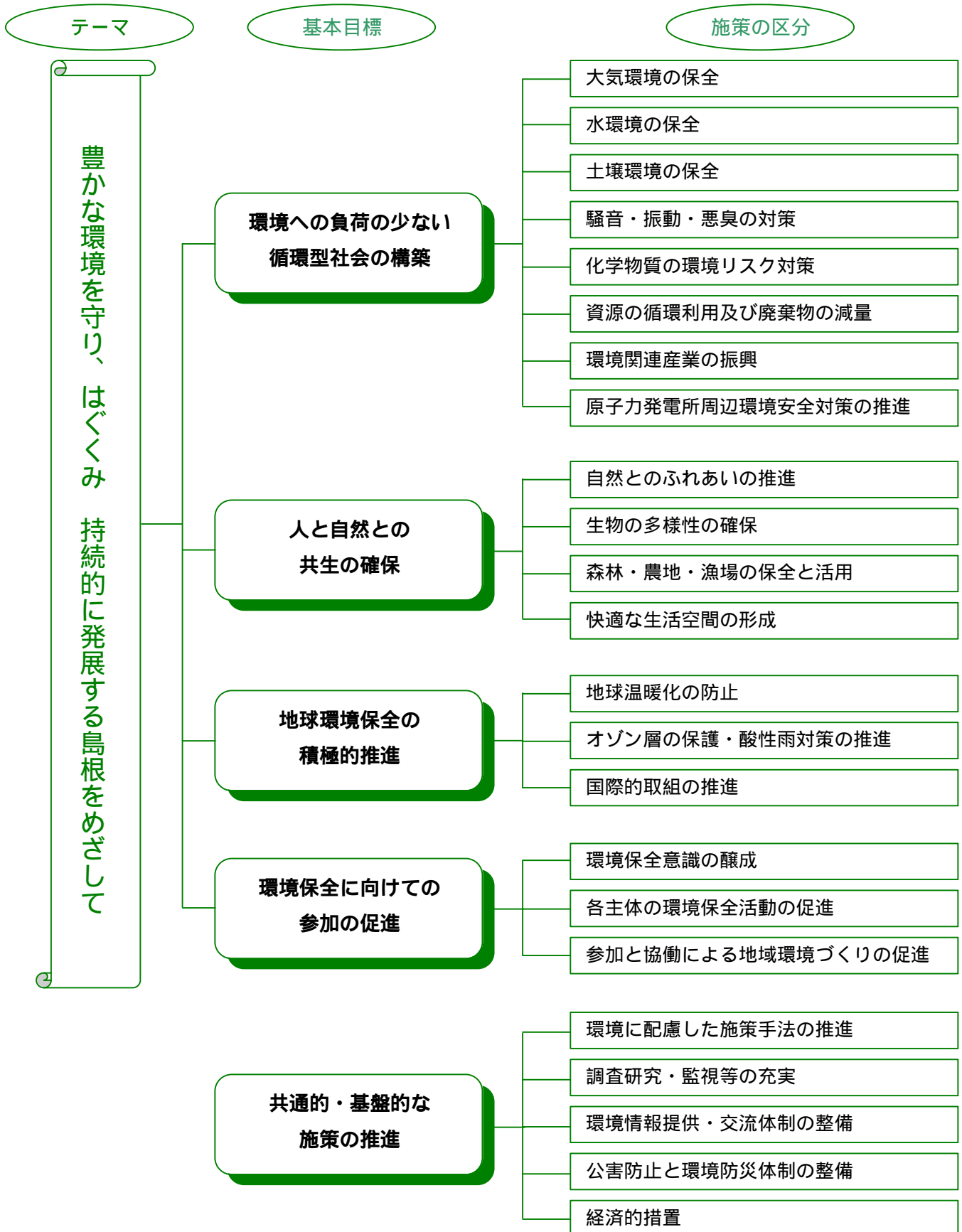


<計画の推進>

推進体制、進行管理、財政上の措置、計画の見直し

## 第2章 施策の推進

### 環境の保全に関する施策体系



## 1 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

### 1 - 1 大気環境の保全

工場・事業場に対する一層の指導の強化を図るとともに、一般大気環境測定情報を広く県民に提供します。

さらに、自家用車から公共交通機関への一層の利用転換を推進するとともに、低公害車の普及、エコドライブの促進を図ります。

また、社会問題化したアスベストによる被害を防止するための総合的な対策を推進します。

### 1 - 2 水環境の保全

従来対策に加え、水環境指針等を策定した水域にあつてはこれらに基づいた対策を推進するとともに、住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策を支援するなど、県民参加による水環境保全対策を推進します。

また、宍道湖・中海については湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、ラムサール条約湿地登録を契機に、県民、関係団体、関係市町等との連携と協働により一層の水環境保全の推進に努めます。

### 1 - 3 土壌環境の保全

平成 14 年に制定された「土壌汚染対策法」の適正な運用及び地下水汚染対策等により健全な土壌環境の保全に努めます。

### 1 - 4 騒音・振動・悪臭の対策

市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策、公害苦情処理への対応を進めるとともに、事業者や住民に対する啓発・指導を強化します。

### 1 - 5 化学物質の環境リスク対策

有害性が指摘されている化学物質の使用量及び排出量等を把握するとともに、国と連携を図りながら、排出抑制指導や安全管理等の仕組みを確立し、化学物質による環境影響の低減を図ります。

### 1 - 6 資源の循環利用及び廃棄物の減量

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、物を大切に、豊かな自然をいつくしむ県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築していくために、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理により、天然資源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷の低減の推進を図ります。



## 1 - 7 環境関連産業の振興

本県の環境関連産業が、優れた地域資源を活かしてさらに伸ばしていくように、研究開発の促進や新分野参入への支援などを図るとともに、市場開拓や地元需要の拡大に努めます。

併せて、県内産業の環境配慮型経営の取組が一層促進されるよう支援します。

## 1 - 8 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保に万全を期すため、松江市とともに中国電力（株）との間で締結した安全協定に基づき、環境放射線、温排水調査を実施するほか、発電所の運転状況の把握等に努めるとともに、広報誌、環境放射線情報システムの活用等により公表、周知を行うなど、その適切な運用に努めます。

# 2 人と自然との共生の確保

## 2 - 1 自然とのふれあいの推進

自然を適切に保全するとともに、環境学習施設や身近にある自然環境を有効に活用し、人と自然とのふれあいの場や学習の機会の確保と充実を図り、人と自然との豊かなふれあいを目指します。

## 2 - 2 生物の多様性の確保

県民参加の拡大を図りながら、地域の自然特性に応じた、生物の多様性の確保に努めます。

また、平成 17 年 11 月に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機とし、各地域において豊かな環境の保全と賢明な利用の実現を推進します。

## 2 - 3 森林・農地・漁場の保全と活用

産業としての農林水産業の振興に努める一方、「中山間地域等直接支払事業」や「水と緑の森づくり税」の活用、「しまね田舎ツーリズム」の推進など、森林・農地・漁場の維持保全や資源を活かした多様な地域づくりの取組を推進します。

## 2 - 4 快適な生活空間の形成

「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき意識啓発を図るとともに、身近な生活空間における水辺と緑の保全や周辺と調和した美しい景観づくり、並びに歴史的・文化的資源の保存と活用を図りながら快適な環境づくりを推進します。

また、平成 16 年には「景観法」が制定され、市町村の景観計画策定などをさらに支援します。

## 3 地球環境保全の積極的推進

### 3 - 1 地球温暖化の防止

地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を抑制するため、「クールビズ」、「ウォームビズ」、「我が家の環境大臣」などの国民運動を国とともに展開し、意識改革や実践活動を促進するとともに、自主的かつ積極的に、そして連携して取り組むことができる仕組みづくりを行います。

また、地球温暖化対策は将来にわたる世代を超えた取組が必要であることから、年代に応じた学習の場の創出を図ります。

そして、県土の約8割を占め、二酸化炭素を吸収するなど多面的機能を有する森林資源の整備・保全と利用を図るとともに、脱温暖化のみならず資源の有効利用の面からも化石燃料からのエネルギー転換を図る必要があることから、新エネルギーの導入を推進します。

### 3 - 2 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

フロン等オゾン層破壊物質を確実に回収・破壊するため、関係機関が連携し適切な回収・破壊処理が実施されるよう積極的な情報提供を行います。

また、化石燃料の燃焼に起因する酸性雨問題については、環境省が実施する東アジア酸性雨モニタリングネットワークの調査地点として環境影響調査を継続的に実施します。

### 3 - 3 国際的取組の推進

本県は、地理的及び気候特性により大陸からの影響を大きく受けることから、北東アジア諸国の自治体との情報交換や連携を図るとともに、共同調査研究により地球規模での環境保全に貢献します。

## 4 環境保全に向けての参加の促進

### 4 - 1 環境保全意識の醸成

平成12年度に策定した「島根県環境学習基本指針」に基づき、家庭、学校、地域、職場等における環境教育・環境学習を拡充し、県民の環境に配慮する意識の醸成を図ります。

### 4 - 2 各主体の環境保全活動の促進

各主体がそれぞれの役割に応じた環境保全活動が行える仕組みや体制の整備を図るとともに、活動の支援に努めます。

また、「島根県県民いきいき活動促進条例」の趣旨を尊重しつつ、環境保全活動の推進に努めます。

### 4 - 3 参加と協働による地域環境づくりの促進

県民の積極的な参加を促進するための環境づくりや地域における活動組織の整備、実践活動への支援を通じて、地域環境力を高め、地域における参加と協働による地域環境づくりを促進します。

## 5 共通的・基盤的な施策の推進

### 5 - 1 環境に配慮した施策手法の推進

「島根県土地利用基本計画」における土地利用の基本方向に従って、環境面などに配慮し、適正な土地利用を図ります。

また、開発事業については「環境影響評価法」や「島根県環境影響評価条例」に基づく適正な指導により、自然と共生し環境への負荷の少ない持続的発展が可能な県土の形成を目指します。

### 5 - 2 調査研究・監視等の充実

地域レベルから地球レベルにまで広がりつつある環境問題に対処するため、環境に関する調査研究の充実やモニタリングを通じて、様々な環境要素の現況、環境変化の実態などを適切に把握し、施策の推進に役立てます。

### 5 - 3 環境情報提供・交流体制の整備

環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進めることなどにより、環境保全活動への各主体の参加を促進します。

### 5 - 4 公害防止と環境防災体制の整備

公害防止協定・環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進し、公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情や公害紛争処理に対する迅速かつ適切な解決を図ります。また、災害時・緊急時においては、環境汚染を防止するため迅速・的確な対応に努めます。

### 5 - 5 経済的措置

事業者や県民等が行う環境への負荷を低減するための取組に対する助成などの経済的支援措置を講じ、各主体が環境保全に適合した行動をとるように促します。

## 第3章 重点プロジェクト

### 1 きよらかな水環境保全プロジェクト

#### 【プロジェクトの視点】

従来の対策に加え、流域に関わるそれぞれの主体が目標を持って水環境の保全に取り組めるよう水環境情報の提供や啓発なども進め、河川や海域においては環境基準達成率の維持向上を目指します。宍道湖・中海についても、住民参加のさらなる促進や汚濁負荷削減対策など湖沼水質保全計画の着実な推進を図ります。

また、全県域下水道化や多自然型川づくりなども積極的に進め、島根のきよらかな水環境の保全を図ります。

#### 流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進

有害物質や汚濁物質によって県民の健康に悪影響が生じたり、自然がもつ多面的な機能が阻害されることがないように、河川及び海域について総合的に水質の保全を図ります。

また、流域にかかわるそれぞれの主体が目標を持って水環境の保全に取り組めるよう、ホームページ上で水環境に関する情報を提供することで、県民の理解と協力及び参加による水質保全活動の促進を図ります。

#### 目標

平成 22 年度までに水質に関する環境基準項目のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については達成率 100%、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、河川で 95%、海域で 90%の達成率を目指します。

（平成 16 年度末の健康項目の達成率 100%、河川での生活環境項目の達成率 95%、海域での生活環境項目の達成率 80%）

平成 22 年度までにホームページ上に Web-GIS システムを利用した「水環境情報ステーション」サイトを開設し、各種水環境情報の発信を行います。

#### 宍道湖・中海湖沼水質保全の推進

本県にとって貴重な財産である宍道湖・中海の水質保全対策を一層強化するため、市町村や住民、事業者等と連携しながら、総合的かつ計画的な推進を図り、島根の水環境保全の基本的な取組モデルとなるよう努めます。

#### 目標

平成 22 年度には、COD について生活系負荷を対平成 8 年度比で 5 割程度削減します。

平成 22 年度には、宍道湖・中海に流入する河川流域の小中学生による河川調査参加校 50 校を目指します。

### 全県域下水道化の推進

快適でゆとりと潤いのある生活環境を創出するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、県と市町村が一体となって汚水処理施設の整備を推進します。

#### 目標

平成 22 年度における汚水処理人口普及率 72%を目指します。  
(平成 16 年度末 58.8%)

### 多自然型川づくりや潤いとふれあいのある水辺づくりの推進

川に棲む様々な生物の良好な生息環境を保全・創出する多自然型川づくりや親水護岸など、人々に潤いやふれあいのある水辺づくりを推進します。

#### 目標

河川における工事では、多自然型川づくりを基本として推進します。

## 2 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

関係法令等に基づく発生源対策を実施するとともに、化学物質による環境リスクの削減に向け、県民、事業者、行政が一体となって適正管理を推進していく体制づくりを進めていきます。

また、アスベストやダイオキシン類対策など迅速な対応が要求される問題については、関係機関が連携し適切な対策を速やかに実施するとともに、積極的な情報提供を行います。

### アスベスト対策の推進

全国的に健康不安が広がっているアスベスト対策については、県民の不安を解消するため、相談体制の充実、迅速な情報提供など関係機関と連携し総合的な対策を推進します。

また、アスベストの大気環境中への飛散を防止するため、適正な除去工事等の普及啓発及び建築物解体等の工事現場の指導・監視に努めます。

#### 目標

アスベストに対する県民の多様な不安を解消するため、総合相談窓口を開設するなど相談体制の強化に努めます。

広報啓発活動や研修会などを通じて、国や県のアスベスト対策の周知や情報提供を行います。



## ダイオキシン類対策

健康影響が懸念されているダイオキシン類による環境汚染を防止するため、発生源となる施設に対する指導・監視に努めます。また、ごみ焼却施設からの発生を抑制するため、平成9年1月に国が示した「ごみ処理施設に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った施設の改善や連続運転などの対策を進めます。

なお、水路底質のダイオキシン類による汚染が確認された馬潟工業団地内の水路については、平成17年度に着手した汚染底質の除去工事を進めるとともに、再汚染防止のための対策を講じていきます。

### 目標

平成22年度までに、県内のダイオキシン類に係る環境調査において、環境基準達成率100%を目指します。(平成16年度末95.7%)

平成22年度までに市町村のごみ焼却施設を12か所に減らし、広域化を推進します。(平成16年度13か所)

平成22年度までに市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の排出量を平成15年度から3割以上削減します。

馬潟工業団地周辺水路においては、平成19年度までにダイオキシン類により汚染された底質の除去を完了します。

## 化学物質の適正管理の推進

化学物質の排出抑制や適正な自主管理を推進するために導入された「化学物質排出移動量届出制度(PRT R)」の推進を図るとともに、把握したデータを事業者、県民、行政が共有し、意見交換等により相互理解を図りながら、協働して化学物質による環境リスクの削減を進めていく体制をつくります。

### 目標

PRT R制度に関する普及啓発活動を継続し、対象事業者からの確実な届出提出の実現を目指します。

PRT Rデータをだれでも利用しやすい形で提供するとともに、事業者、県民、行政が相互理解を図るためのコミュニケーションの場づくりを進めます。

### 3 環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」推進プロジェクト

#### 【プロジェクトの視点】

廃棄物については、第1にリデュース(発生抑制)、第2にリユース(再使用)、第3にリサイクル(再生利用)、第4にリサイクルが困難なものについての熱利用等のエネルギー利用、最後に発生した廃棄物についての適正処理を行うことを基本として、効果的な廃棄物対策を推進します。

また、県民や事業者などの各主体が、廃棄物の削減に向けた取組を進めることができるよう支援を行い、県民・事業者・行政が一体となって、「しまね循環型社会」の構築を推進します。

#### 3 Rと適正処理の推進

循環型社会の構築に向け、県民のライフスタイルや事業者の事業活動にごみの減量化や再使用、再生利用、再生品の利用が定着するよう施策を積極的に推進するとともに、廃棄物についての適正処理を推進します。

#### 目標

##### 一般廃棄物処理に関する目標

- ・排出量：平成22年度の排出量を基準年(平成11年度)に対して5%以上削減します。
- ・再生利用率：平成22年度の再生利用率を28%以上とします。(サーマルリサイクル量を考慮する場合は、32%以上とします。)
- ・最終処分量：平成22年度の最終処分量を基準年(平成11年度)に対して、51%以上削減します。

##### 産業廃棄物処理に関する目標

###### 【農業以外】

- ・排出量：平成22年度の排出量を基準年(平成11年度)と同等又はそれ以下とします。
- ・再生利用率：平成22年度の再生利用率を64%以上とします。
- ・最終処分量：平成22年度の最終処分量を基準年(平成11年度)に対して、52%以上削減します。

###### 【農業】

- ・再生利用率：平成22年度の家畜ふん尿の再生利用率を100%とします。  
平成22年度の廃プラスチック類の再生利用率を80%とします。

##### 循環型社会形成に関連する目標

- ・平成22年度までに県民の循環型社会に対する関心度を100%にします。
- ・平成22年度までにエコショップ認定店舗数を300店舗程度にします。  
(平成16年度末264店舗)
- ・平成22年度までにグリーン製品認定製品数を120品目程度にします。  
(平成16年度末39品目)

## 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、最終処分場の確保が必要です。民間処分場を補完するために公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を進めます。

### 目標

平成 22 年度までに公共関与による産業廃棄物最終処分場の管理型容量を 75.3 万 m<sup>3</sup> にします。(平成 16 年度末 28.7 万 m<sup>3</sup>)

## 4 循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

持続可能な社会構築のためには、環境性能に優れた技術や製品をいち早く創り出し、それによって新たな経済活動が生み出されること等により、環境と経済の間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるような関係を生み出すことが必要です。

このような関係を確実かつ迅速に築くため、本県の産業特性、地域特性及び自然環境特性を十分考慮しながら、環境関連産業の振興に取り組みます。

### 環境関連産業の育成等

環境関連産業を育成するため、産学官連携体制のもとで新たな技術開発や研究開発への取組などを支援します。

### 目標

平成 19 年度までに資源循環型技術開発補助金により支援する研究開発件数の累計 9 件を目指します。

環境・エネルギー産業を企業誘致活動の重点分野の一つとします。

### 環境関連産業の好循環化

島根で育った環境関連産業が競争力を付けさらに成長していくために、市場開拓及び地元需要の拡大に努めます。

## 5 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

ラムサール条約登録湿地となった宍道湖・中海をはじめ本県の自然と共生するふれあい四季空間を創造するとともに、行政と県民が一体となった自然保護及び景観形成施策を展開します。

### 自然とふれあう全県フィールドミュージアム化の推進

島根の自然の特徴を最大限に生かして、全県全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム）」として位置づけ、県民はもとより観光などで訪れる人たちにも自然に親しみ自然に学ぶ様々な場や機会などを提供します。

#### 目標

平成 19 年度の三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館への入場者数 70 万人を目指します。

平成 22 年度までに自然観察モデルコースを 20 か所選定します。

（平成 16 年度末 14 か所）

平成 22 年度までにみんなでつくる自然観察の森を新たに 5 か所選定します。

自然観察員等のボランティアを対象とした研修会を年 3 回開催します。

### 四季折々の環境保全活動の展開

四季折々の環境の恵みを享受できるよう多様な環境保全活動の展開により、自然公園、道路環境の整備や身の回りの緑地づくり、美しい海浜の維持・保全に努めます。

#### 目標

平成 22 年度までに県立自然公園の公園計画の見直しを行います。

平成 22 年度における 1 人当たりの公園面積(都市計画区域内)を概ね 20m<sup>2</sup> とします。

（平成 16 年度末 17m<sup>2</sup>）

平成 22 年度までに自転車道を 46.6km 整備します。（平成 16 年度末 42.5km）

## 鳥根の宝、貴重野生生物の適正保全

しまねレッドデータブック選定種をはじめとする貴重な野生動植物やブナ林等の貴重な自然資源を適切に保全し、将来の世代へ引き継いでいくための施策を県民の参加と協力を得ながら積極的に展開していきます。

### 目標

平成 22 年度の鳥獣保護区を 85 か所、特別保護地区を 12 か所とします。

(平成 17 年 11 月 1 日現在鳥獣保護区 84 か所、特別保護地区 12 か所)

平成 22 年度までに「みんなで守る郷土の自然地域」を 55 か所選定します。

(平成 16 年度 51 か所)

平成 22 年度までに改訂しまねレッドデータブックの絶滅危惧 類から抽出する重点対策種 18 種について適正な保護対策を講じます。

宍道湖・中海の自然環境の保全や「賢明な利用」のために県民の交流や情報交換等、参加の機会を年 3 回以上設けます。

## ふるさと鳥根の景観づくり

本県の景観は、その変化に富んだ自然景観の豊かさに特徴づけられ、地域の風土、文化、伝統に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきました。これらの景観を守り育てるための施策を積極的に展開します。

### 目標

平成 22 年度までに景観形成住民協定の認定件数を 70 件にします。

(平成 16 年年度末 59 件)

平成 22 年度における築地松保全協定数 150 件の確保を目指します。

(平成 16 年度末 154 件)

平成 20 年度における沿道の電線類地中化延長を 35km とします。

(平成 16 年度末 23.8km)

平成 22 年度までに 13 市町村での景観条例・景観形成基本計画策定を目指します。



## 6 恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

多くの恵みを私たちに与えてくれる森林は県民共通の財産であり、その恩恵を次世代に引き継ぐために、森林の保全及び利用を促進します。

また、農地は人々の食生活を支える大切な基盤であるとともに、国土保全や水源かん養など公益的機能を有しており、生き物の生息場所としても重要な資源といえます。こうした農地を維持保全し、環境に配慮してその活用に努めます。

さらに、環境資源を有効に活用した農林業やしまね田舎ツーリズム等による地域産業の振興を図ります。

### 恵み豊かな森林づくり

恵み豊かで快適な森林空間を保全・創出し、森林の水源かん養機能や山地災害防止機能など公益的な機能の維持・向上を図り、県民の参加と協力を得ながら、一貫性のある総合的な森林環境の整備を行います。

また、県内の森林の約2割に及ぶ荒廃森林を、針葉樹と広葉樹の混交林に導き、水を育む緑豊かな森へ再生します。

#### 目標

平成22年度までに10年間以上間伐が実施されていない森林において、31,780haの間伐を実施します。(平成16年度末4,895ha)

松くい虫被害の終息に向けて被害対策を推進します。

(平成22年度に県内全域の被害量を約2万m<sup>3</sup>とすることを目指します。)

平成21年度までに荒廃した森林3,500haを再生します。

### 農地の保全

農地防災事業等を実施するとともに、中山間地域等直接支払事業等を通じて、地域の農地の維持保全に向けた取組を支援します。また、農業生産において、農薬・化学肥料の低減や廃プラスチックの適正処理など環境への影響の低減を図るとともに、環境への負荷をできるだけ抑制し安全な農作物を安定的に生産する農業技術を研究開発し、農家との連携を密にしなが、地域資源循環型農業などの環境にやさしい農業を推進します。

#### 目標

平成22年度における地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数を21全市町村とします。

## 中山間地における環境資源の活用

中山間地において市民農園やしまね田舎ツーリズム等による都市と農山村の交流を促進するとともに、地域産業の振興や地球温暖化防止の観点から木材の利用推進を図り、併せて木材のエネルギー利用や木炭の新たな需要についての検討を行います。

### 目標

平成 22 年における建築材利用等の県産スギ・ヒノキ材の供給量を 15.9 万 $m^3$ 以上とし、再生産可能な資源である木材の有効利用を推進します。(平成 16 年末 10.4 万 $m^3$ )

## 7 「地球を守る」しまね地球温暖化防止プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

平成 17 年 11 月に県民、事業者、行政が連携し、自主的かつ積極的な取組を実践する組織として設立した「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として、「島根県地球温暖化対策推進計画」の着実な推進と進行管理を行います。

### 「脱温暖化社会」に向けた仕組みづくり

県は、県民、事業者、行政のすべての主体が参加する島根県地球温暖化対策協議会による地球温暖化対策の着実な推進を図ります。

また、地域の特性を活かした対策を推進するために、市町村ごとに地球温暖化対策地域協議会が設置されるよう支援します。

### 目標

平成 22 年度の二酸化炭素排出量を平成 2 年度から 2%削減します。

平成 22 年度までに「エコライフチャレンジしまね」の参加者を 1 万人にします。

平成 22 年度までに「ストップ温暖化宣言」の参加事業者を 1,050 社にします。

平成 22 年度までにすべての市町村に地球温暖化対策地域協議会を設置します。

平成 19 年度までに主要交通渋滞ポイント 3 か所の解消を図ります。

平成 22 年度における低公害車の保有率（軽自動車を除く）50%を目指します。

(平成 16 年度末 22.5%)

### 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化対策は世代を超えた取組が必要であることから、学校、家庭、地域、職場等において年代に応じた学習を推進します。

### 森林の整備・保全と利用

森林が有する二酸化炭素を吸収、固定化する機能を十分に発揮させるため、適切な管理と木材の活用を推進します。

## 新エネルギーの活用

化石燃料からのエネルギー転換を図るため、自然エネルギーの利用促進を図ります。

### 目標

平成 22 年度までに地域新エネルギーの活用により二酸化炭素排出量を 14.9 万トン削減します。

## 8 みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

### 【プロジェクトの視点】

環境に関する人づくり、地域づくり、情報整備を効果的に結びつけることにより、島根県の環境保全の基盤づくりを進めます。

### 環境教育や環境学習の充実による環境にやさしい人づくりの推進

島根県環境学習基本指針に基づき環境教育・環境学習の充実を図り、21 世紀の環境を守り、はぐくむ人材の育成に努めます。

### 目標

平成 22 年度における県内の小中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校において「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加率を 100%とします。

こどもエコクラブの交流会を年 2 回以上開催します。

平成 22 年度における環境アドバイザー派遣回数を 20 回以上とします。

平成 22 年度までに 90 団体の緑の少年団の育成、充実を図ります。

(平成 16 年度末 80 団体)

### ネットワークによる地域環境づくり

(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じ、NPO 法人や民間団体との交流、情報交換、連携等により地域の環境保全活動を推進します。

また、自然、歴史、伝統芸能などの地域資源を活用して、都市住民に「癒しの空間」を提供する「しまね田舎ツーリズム」に官民協働で取り組みます。

### 目標

平成 22 年度までに環境保全活動に関する NPO 法人が 100 以上となるよう支援します。

地域の環境保全活動を実施する NPO 等との交流等の機会を毎年 10 回以上設けます。

地域の環境保全活動を実施する NPO 等との共同企画事業を毎年実施します。

地域の人・自然環境資源を活用した「しまね田舎ツーリズム」を推進します。

島根、鳥取両県民参加による宍道湖・中海の一斉清掃を年 1 回以上実施します。

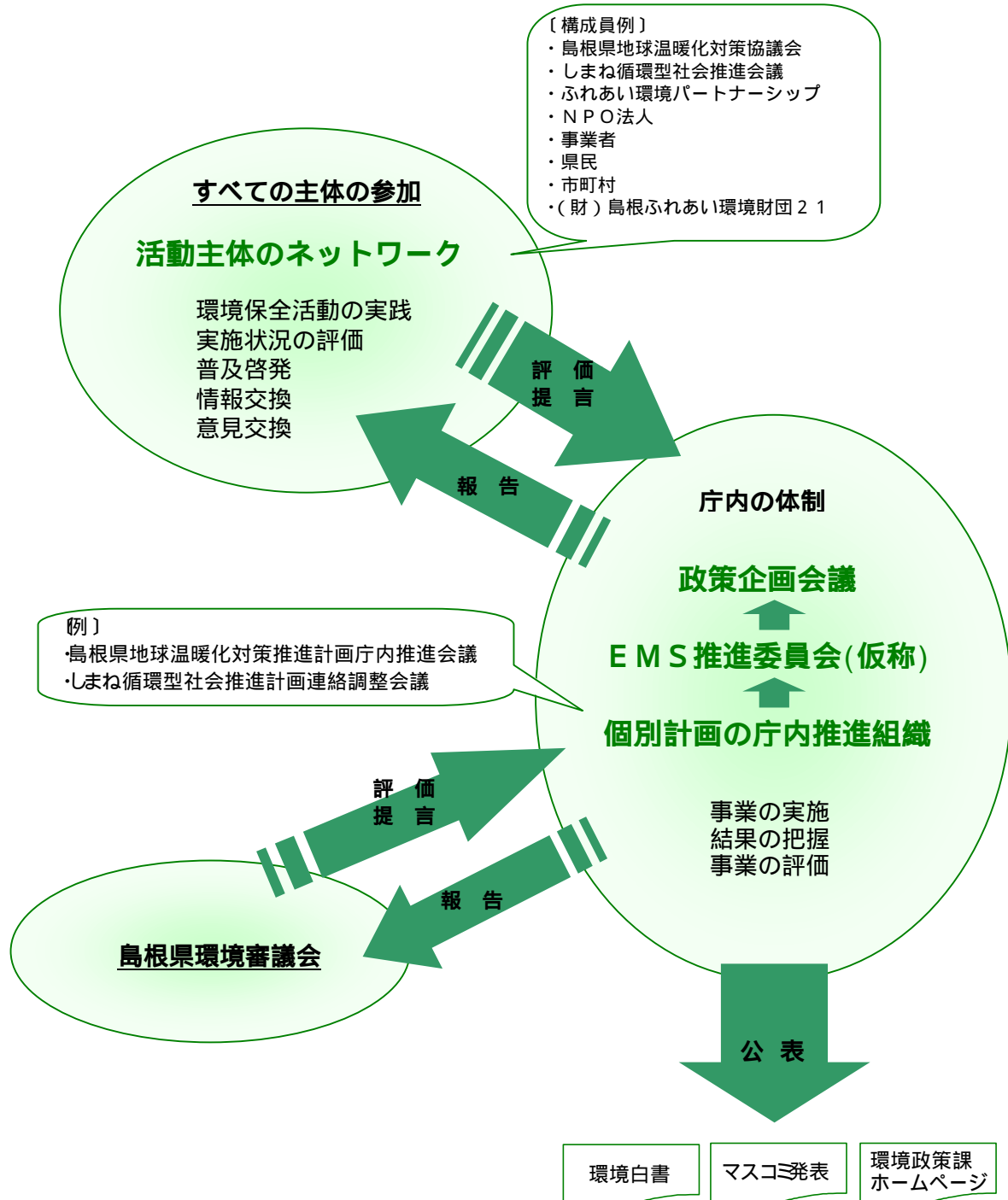
## 第4章 計画の推進

環境基本計画の基本目標を実現するためには、この計画が着実かつ効果的に実施されるような仕組みや体制を整備するとともに、計画の進行管理を適切に行い、実効性を確保することが重要です。

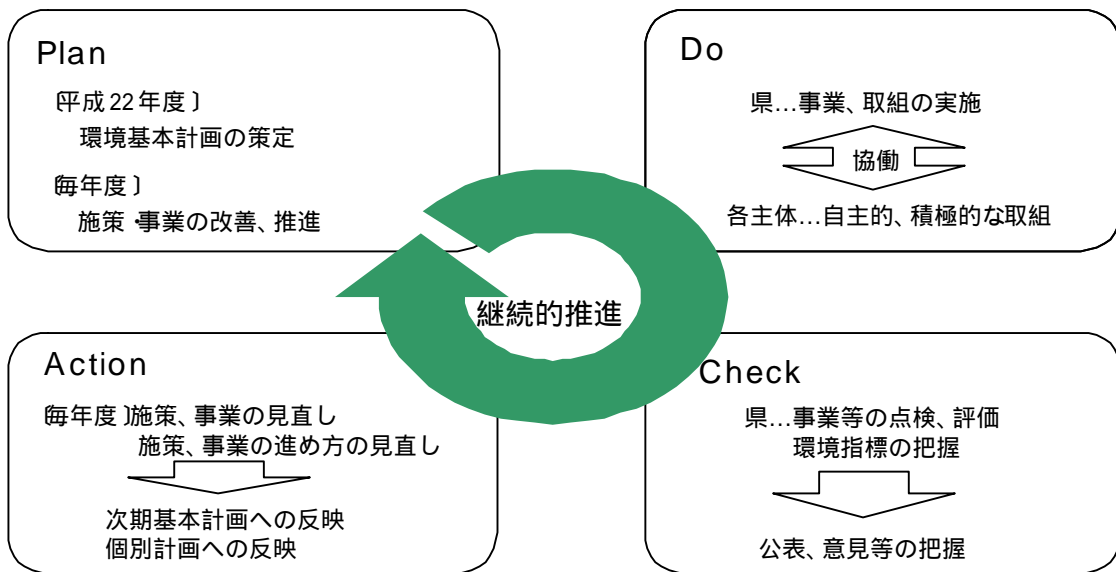
このため、県の体制や、すべての主体の参加を促進するための体制を整備し、適切な進行管理等を行い、計画の推進を図ります。

### 1 推進体制

#### 推進体制、進行管理体制イメージ図

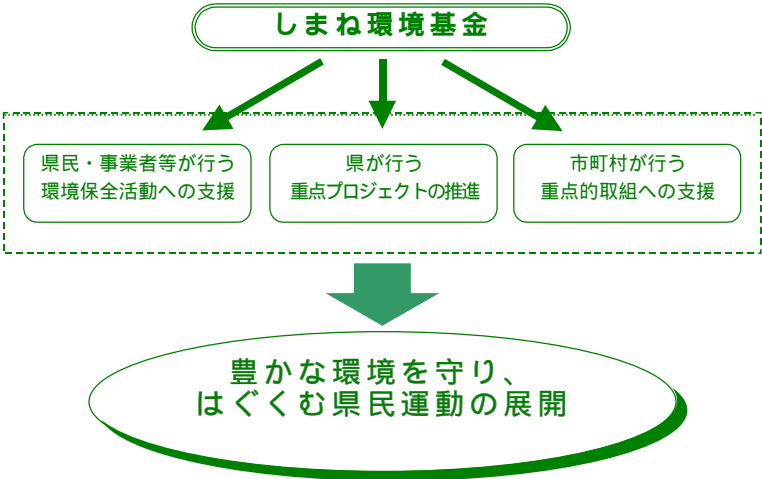


## 2 進行管理



## 3 財政上の措置

この計画に掲げた施策を効果的に推進し、計画の実効性を図るため平成 10 年に創設した「しまね環境基金」を活用し、県民、事業者の自主的な環境保全活動を(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じて支援するとともに、県、市町村が重点的に実施する環境保全施策の推進を図ります。



## 4 計画の見直し

この計画は、平成 22 年度（2010 年度）までを計画期間としていますが、この間の社会経済情勢の変化や環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、また、県政推進の基本指針である島根県総合計画の計画期間が平成 19 年度までであることから、必要に応じて計画の見直しを行います。



## **島根県環境基本計画概要版**

平成 18 年 3 月改定

発行：島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 松江市殿町 1 番地

TEL ( 0852 ) 22-6742

E-mail : [kankyo@pref.shimane.lg.jp](mailto:kankyo@pref.shimane.lg.jp)